

名古屋市告示第211号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和7年4月7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

三井不動産株式会社 代表取締役社長 植田俊

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市港区金川町101番1の一部

27,293.21平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別 新築

主 要 用 途 観覧場

構 造 鉄骨造 地上4階 ほか1棟

建 築 面 積 11,566.76平方メートル

延 べ 面 積 27,519.66平方メートル

最高の高さ 30.950メートル

2 意見の聴取の事項

工業専用地域内における観覧場の新築について

3 日時

令和 7 年 4 月 21 日（月） 午後 2 時 00 分

4 場所

名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 港区役所 第 3 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課